会 議 録

| 会議のク | 名 称 | 令和 5 年度 第 3 回 枚方市保健所運営協議会 感染症対策部会 | |
|--|----------|---|--|
| 開 催 日 | 時 | 令和6年(2024年)1月17日(水) 15時00分から 15時35分まで | |
| 開催場 | 所 | 枚方市役所別館4階 第3委員会室 | |
| 出 席 | 者 | 渡邉一男会長、長谷晋吾副会長、上羽敏明副会長、月城亜由美委員、西山利 正委員、長谷川睦委員、藤中明広委員、細野昇委員 オブザーバー: 市立ひらかた病院 林道廣院長 | |
| 欠 席 | 者 | 木村剛委員 | |
| 案 件 | 名 | 1. 枚方市感染症予防計画(素案)の市民意見聴取の結果について 2. 枚方市感染症予防計画(案)について 3. 枚方市感染症予防計画策定に係る答申書(案)について | |
| 提出された資料名 | 斗等の 称 | 資料1 枚方市感染症予防計画(素案)についての市民意見聴取について【結果公表】(案)資料2 枚方市感染症予防計画(案)資料3 枚方市感染症予防計画の策定について(答申)案 | |
| 決 定 事 項 | | ・市民意見聴取の結果公表内容について確認を行った。 ・市へ答申する枚方市感染症予防計画(案)と答申書について確認を行った。 | |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | | 公開 | |
| 会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由 | | 公表 | |
| 傍 聴 者 🥨 | つ 数 | 0人 | |
| 所 管 部 係 身 | 署) | 健康福祉部 健康福祉政策課、保健所 保健予防課 | |
| 審議内容 | | | |
| 渡邉会長 定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度枚方市保健所運営協議会 第2 回感染症対策部会を開催いたします。 それでは、事務局から、本日の委員の出席状況と傍聴希望者について、報告をお願いします。 | | | |
| 事務局 本日 | | の出席委員は8名であり、枚方市保健所運営協議会条例の規定に基づき、本部 | |

会が成立していることをご報告申し上げます。

また、オブザーバーとして市立ひらかた病院の林院長にもお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、本日、傍聴者はおられません。

渡邉会長

ありがとうございます。

それでは、早速案件に入りたいと思います。

案件1「枚方市感染症予防計画(素案)の市民意見聴取の結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

【資料の確認】

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、「枚方市感染症予防計画(素案)の市民意見聴取の結果について」ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

枚方市感染症予防計画(素案)について、12月7日から26日まで市民意見聴取を 実施し、5人の方からご意見をいただき、公表意見数としましては9件となります。

今回は、枚方市保健所運営協議会から答申をいただく前に、市民意見聴取として実施しておりますので、結果公表にあたっては、保健所運営協議会 感染症対策部会の考え方をお示しする形になります。

左側の欄に意見の要旨、右側に保健所運営協議会 感染症対策部会の考え方を記載しています。

それでは順にご説明いたします。

1番、患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及について、PCR 検査が陽性になった人への恐ろしい差別があった。そのようなことのないよう、普及だけではなく、すべての人に様々な差別がないように周知徹底してほしい。

こちらに対する本部会の考え方としましては、本計画では、「第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」において、「当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチンの接種の有無等による偏見や差別をもって人権を損なわれることがないよう、特措法第13条第2項(※1)も踏まえ、市は、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。」(P24)としています。

未知の感染症は、不安や恐怖から忌避の感情を引き起こし、誤った認識により、感染者に対する不当な偏見や差別を生じさせる危険があります。科学的根拠の乏しい過度な対応が行われることのないよう、感染症は誰もが罹り得るものであることを含め、感染症に関する正しい知識を広く提供するよう努めてまいります。

次の2番から2ページ目の3番4番につきましては、コロナワクチン接種やマスクの着用についても強制や差別されることがないよう、周知徹底してほしいというご意見をいただきました。詳細は記載のとおりでございますので、後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして5番、正しい知識の普及啓発に関する人権の尊重について、「報道機関の協力」とあるが、それは、国や、株主、広告主の影響を受ける機関であることを踏

まえて、慎重でなくてはならない。利権による意図的な煽動に乗せられない注意が必要。国は WHO の方針に従うが、WHO は資金の多くを、製薬会社に投資している民間の財団などから得ている民間の機関なので、新しく設立された「WCH」の提案も参考にするべき。

「市民からの情報提供も受け、正確なデータの収集をし、幅広い情報を市民に提示 し『正しい情報』が何かを市民が判断できるよう努める」これが人権の尊重になると 思う。

こちらの意見に対する考え方としましては、感染症法に基づき、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」においては、感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、国としては、情報基盤の整備、方向性の提示、関係機関との連携、人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要であるとの考えを示しています。

この基本指針に基づき、本計画の「第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項」(P11)に記載しているとおり、市は、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症対策に必要な情報収集、疫学調査、分析及び研究を行い、双方向のリスクコミュニケーションを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

次の6番7番につきましてもコロナワクチンやマスク等に関する正しい情報、正 しい知識の普及啓発に関するご意見をいただきました。詳細につきましては、記載の とおりでございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして4ページの8番ですが、保健所体制の強化についてご意見をいただきました。本市におきましては、次の感染症に備え、保健師を増員したことや今後も引き続き人材の養成及び資質の向上に努める旨を記載しております。

最後に院内及び施設内感染防止について、老人施設や病院への対応に、前回のコロナパンデミックの時に、通常の面会や、危篤時の家族との面会において阻害されることがあったため、人権の観点から、阻害されることのないように書き足してほしい。前回のコロナパンデミックで、病院や施設の家族に普通に会うことすら難しくなってしまったことなど、市民が自主的に行う「おかしな感染症対策」が、非常に問題だと感じたので、配慮をお願いしたい。

こちらの意見に対しましては、本計画の「第 11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」として、「新興感染症(※2)においては病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行う」(P23)と記載しているとおり、感染者等に対する不当な偏見や差別を生じさせることのないよう、正しい知識の普及啓発を行います。

また、医療機関や高齢者施設等には、感染症にかかると重症化しやすい方もおられるため、院内及び施設内感染防止に係る取り組みが重要となります。その取り組みについては、患者・利用者の感染症に対する抵抗力や施設の構造等、様々な状況を考慮する必要があることから、対応を統一することは困難であると考えます。しかしながら、感染対策は、感染リスク等科学的な知見に基づいて行われるべきであることから、感染予防対策の周知等の支援を行ってまいります。としています。

いただいたご意見は以上でございます。

なお、今回ご意見をいただいたことによる計画(案)の修正は特にございませんが、「計画推進で参考とする意見」として取り扱わせていただき、効果的な計画の推進に努めてまいります。

市民意見聴取の結果についての説明は、以上でございます。

渡邉会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました、「枚方市感染症予防計画(素案)の市民意見聴取の結果について」、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【質疑なし】

それでは、市民意見聴取の結果につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

続きまして、案件2「枚方市感染症予防計画(案)について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局

案件2「枚方市感染症予防計画(案)について」、ご説明させていただきます。 資料2をご覧ください。

前回お示しした案からの修正点を朱書きにしております。主に、府の予防計画の 修正に伴う変更となっております。順に、修正箇所と理由についてご説明させてい ただきます。

1ページ目をご覧ください。下から4行目の、計画の改定のタイミングについて記載した部分です。「なお、本計画は、基本指針の改正時や大阪府医療計画及び…」と記載しておりましたが、医療計画よりも予防計画の方がふさわしいことから、そのように修正しております。

次に、11ページをご覧ください。一番下の図表 4 ですが、こちらは市における検査の目標値を記載した表です。そして、次のページに参考として府の目標値を記載していたところですが、まだ確定していない数値があるとのことでしたので削除しております。ただ、大阪健康安全基盤研究所の数値については、すでに確定していることと、本市には地方衛生研究所がなく、こちらで試験検査を行っていることから、削除せずに残しております。なおこの表は、記載の仕方も含めて、府から政令中核市へ示されたものとなっております。

次に、15ページをご覧ください。(3)は、医療提供体制の整備について記載しておりますが、こちらは府の予防計画を抜粋した部分となります。図表6の※3の文章について、府の修正がありましたので、そのまま反映しております。

16ページをご覧ください。四角囲みの部分ですが、流行初期期間における入院病床の確保について、医療協定等措置の基準案について記載したものとなっております。こちらは、四角囲みのすぐ上の文章に記載しておりますとおり、府が別途定める「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」からの抜粋ですが、この規則がまだ確定していないとのことでしたので、抜粋は記載しないこととしました。四角囲み以外の朱書きの文書につきましては、府の修正を反映したものです。

17 ページをご覧ください。図表 7-1 は、府における、第 1 種協定指定医療機関の確保病床の目標値ですが、調整に時間がかかっており、数値の確定が 3 月になるとのことで、本市の計画へ修正が反映できないことから削除します。同様に 18 ページの図表 7-2 から 21 ページの図表 7-6 までの図表を削除します。

18ページをご覧ください。中ほどにある四角囲みの部分ですが、こちらも先ほど

の病床確保の医療協定等措置の基準案と同様に、基準を定める規則が確定していないため、抜粋部分を削除します。四角囲みより上の朱書き部分につきましては、府の修正を反映しております。

22 ページをご覧ください。中ほどの「Ⅱ臨時の医療施設等の整備」について、府の修正に合わせて修正しています。同様に(4)医薬品の備蓄又は確保等についても、府の修正どおり「医療関係団体と情報共有や連携を図りつつ」という文言を加えています。

24 ページをご覧ください。第7の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する 事項のところですが、府の修正に合わせて変更した部分が2か所ございます。ま ず、アの生活支援等の体制整備の4行目に、医療関係団体又は民間事業者への委託 を活用しつつ、健康観察、医薬品や生活必需品の支給等の支援を行う、と記載して おりましたが、医薬品につきましては、医療措置協定に基づき処方薬の配送体制が 整うことから、削除しております。また、イの相談体制や外来受診体制の整備等の 3行目ですが、療養者と表現していたところを、他の部分に合わせて外出自粛対象 者に修正しています。

26 ページをご覧ください。図表 8 ですが、右の対応可能な IHEAT 要員の確保数が、左の流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数に含まれていることがわかるように、表の体裁を変更しています。

33ページをご覧ください。図表17の麻しん報告数と図表18の風疹報告数の出典について、令和4年の数値が確定したことから、府の修正に合わせて一部文章を削除しています。

説明は以上でございます。

渡邉会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から「枚方市感染症予防計画(案)について」説明がありました。

本日は、計画案の最終の確認の場となりますが、ただ今の説明について、何かご 意見・ご質問等はありますでしょうか。

月城委員

今回、かなりの数の数値がまだ確定していないということで削除されており、3 月に確定するということですが、確定次第、この計画に組み込まれるのでしょう か。

事務局

府の数値が確定次第、反映させる予定でしたが、3月下旬まで確定しないということで、他市の状況も確認しますと、ほぼ全ての市が府の数値は記載しないとのことでしたので、本市におきましても3月に数値が確定したとしても、計画には反映させないことにしたいと思っております。

つきましては、府の計画がホームページに公表された段階で本市のホームページ にもリンクを張って公表するという対応をとる予定です。

渡邉会長

他に質問はありますか。

他に無ければ、計画案につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

次に、案件3「枚方市感染症予防計画策定に係る答申書(案)について」です。 計画案としては現時点で最終の形がまとまったところですが、市へ答申するにあ たり、本協議会から留意しておくべき点などをまとめ、「附帯意見」として市に答 申してはどうかと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

案件3について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

こちらは、枚方市保健所運営協議会から市にいただく答申書(案)となります。

「2. 枚方市感染症予防計画に関する附帯意見」をご覧ください。

ただ今渡邉会長からありましたとおり、計画策定にあたり、留意しておくべき点などをまとめております。

市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新興・再興感染症について、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応の施策を推進していただきたい。

その上で、以下の点に十分留意されたい。

- (1) 平時から保健所体制の確保に努め、関係機関との連携を強化することで、 地域保健体制や医療連携体制の整備を図る取り組みを推進していただきたい。
- (2) 国が定める基本指針の改正時や大阪府医療計画及び枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂時において再検討を行い、より精力的な計画の推進に努められたい。

以上でございます。

こちらの内容で枚方市保健所運営協議会から市へ答申をいただく予定です。説明は以上です。

渡邉会長

ただ今、答申書(案)についての説明がありましたが、何かご意見・ご質問等は ありますでしょうか。

【質疑なし】

それでは、この案で答申をさせていただくこととします。

本日の案件は、これで終了しましたが、事務局から連絡事項等はありますか。

事務局

連絡事項を2点お伝えさせていただきます。

まず1点目は答申についてです。

さきほど、計画案及び答申書案をご確認いただきましたので、本日付で枚方市保健所運営協議会から答申をいただきたいと思います。本会議終了後、引き続き渡邉会長から市長へ答申を行っていただく予定となっております。

次に2点目といたしまして、今後のスケジュールについてですが、感染症予防計 画策定にかかる本部会の今年度の開催は本日で最後となります。皆様にはご多忙な 中、会議にご出席くださいまして誠にありがとうございました。

今後、本日の会議の会議録(案)をメールで送付させていただきますので、また ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、答申をいただきました計画(案)は、今後、庁内会議を経て3月に計画策定となります。その後、印刷・製本された最終の感染症予防計画を委員の皆様に郵送させていただく予定ですので、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

渡邉会長

ありがとうございます。

事務局からありましたとおり、今年度の本部会は本日で最後となります。 最後に皆様から何かございますか。

細野委員

コロナ禍もひと段落しまして、色々な反省が行われているかと思いますが、大阪 府が作った 1,000 床規模の施設ですが、できた時にはもう株の病原性が低くなって いて利用率も低かったと聞いているんですけど、その反省と言いますか、次回パン デミックになった時に、同じような対応をするのか、もしくは何か新しい対応を考えられているのか、ご存じでしたら教えていただきたいです。

事務局

確かに全国的にもやってみようかということで手を挙げたところなんですが、タイミングが悪かったということもありまして、ただ、今後も同じようにするということはないと思います。

どちらかというと感染症指定医療機関をどのように最初から活用するのか、大阪 府の方が現在連携協定を結んでいっているところですが、段階を経て対応をしてい くということ、どういう役割を持ってそれぞれの医療機関に関わっていただくかと いうことが大阪府としては課題かなと思います。

コロナを経験してと言っても次の感染症がコロナとは限らないですし、違うウイルスの場合のことも考えないと対応がまた想定外のことばっかりになってくると思います。

細野委員

今回の地震を見てても、避難所の運営とかが依然とあまり変わっていないなと思いまして、パンデミックの経験が活かされておらず、同じようなことが繰り返されるのではと不安に思ってしまいました。

渡邉会長

その他よろしいでしょうか。

では、本部会にオブザーバーとしてご参加いただきました、感染症についても第一線でやっていただいております市立ひらかた病院の林院長に一言お願いしたいと思います。

市立ひらかた病院 林院長

今回「枚方市感染症予防計画(案)」ということで、しっかりとした資料(案)を作っていただきまして、本当にお疲れ様でした。

さっと目を通させていただきましたが、内容的には過不足はないと思いますが、やはり抽象的な表現に留まっているところも多々あるかと思います。

ただ内容としましては、コロナ禍3年半を通じて出た知見や反省等を十分踏まえた内容になっており、恐らくこれをしっかり実践できれば、次の新興・再興感染症に十分対処できると期待しています。

具体的なところが欠けているかなと思いますところは、今後この計画を進めてい く中で訂正していただいたら良いかと思っております。

特に枚方病院協会の方と話をしたんですが、この次の感染症がコロナとは限らないですし、コロナ以上の病原性、伝染性を持った新たな感染症の可能性もあります。 そうした時に、連携協定の締結がどこまでの強制力があるのか、1次協定2次協定と 色々ありますが、その中でウイルスがまだ特定されていない段階や、病原性の具体的 な把握が無い場合、その時に協定を締結したところが、どの程度強制性が課せられる のかが非常に難しいところで、市立ひらかた病院も初期感染症の時の 30~40 床の病床というのは協定を締結していますが、実際のところ、コロナの延長ぐらいだったら十分対応できると思いますが、さらに病原性や伝染性が強いもの、さらにウイルスがまだ具体的には分からない、ワクチンも無い、治療薬もまだできていないというところで、そこに対してこれは賭け、ギャンブル的なところもありますので、そこのところをもう少し詰めていただければと思っております。

細かいところになりますが、こういう状況の中で後方支援病院に対してどのぐらい働きかけをしていただけるか、市立ひらかた病院のようなコロナを主に診ている病院としては一番大きな課題でした。後方支援病院がしっかり患者さんをとっていただければ、うちもスムーズにどんどん新しい患者さんを入院させることができますので、そこの点を強調していただきたかったと思います。

また、各医療機関においてコロナ患者をとっていましても、感染症の専門医がいないところもあります。専門員の研修や育成について言及はしていただいているんですが、ここをもう少し国に対して働きかけを行っていただきたいなと思います。

また、感染に対していろんな抗菌薬や薬剤の不足がありまして、それに関しましても色んな関係団体に働きかけや連携を行いながら薬剤の不足に対応をしていくということを盛り込んでいただいた方が良かったかなと思いますが、具体的にどこまで有効性・実効性を持って実践できるかはなかなか難しいと思いますので、そこは大きな課題かなと考えております。

それ以外は非常に良い内容かと思いますので期待しています。 お疲れ様でした。

渡邉会長

ありがとうございました。 その他ご意見等ありませんでしょうか。

月城委員

訪問看護で自宅療養されている方の健康観察で携わらせてもいましたが、自宅療養されている方は、やはり何かしらの介護がないと生活できないという方なんですが、その人を介護する介護職に対しての感染予防の指導の計画っていうところを、この計画の中に少しは入っているんですが、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

今回ホテルに入るには、やはり麻痺があって介護が必要な方にとっては、なかなか生活できない療養場所であったので、一旦ホテルに入られても自宅に戻られる方もいらっしゃいましたし、そういう方も症状が重症化しないと医療機関にかかることができないというところで、やはり在宅での生活が大事になります。そこにはヘルパーさんたちの支援がなければ生活はできませんので、今回健康観察に入ったときに、何も教育されていないヘルパーさんたちが普通にガウンを使いまわしにしながら部屋に入って、感染をさらに広げていくという現状もありましたので、そこに対しての感染対策の指導というものをしっかりとやっていただきたいなと思います。

渡邉会長

ありがとうございます。 その他ご意見等ありませんでしょうか。

それでは、令和5年度 第3回 枚方市保健所運営協議会 感染症対策部会をこれで終了します。

ありがとうございました。

| 以上 |
|----|